

将来のものづくり産業の担い手となる人材の 雇用・育成に要する経費の80%を支援します! (上限額:月額28万円/人)

ものづくり人材等育成支援事業のご案内

本事業は、公益財団法人富山県新世紀産業機構が富山県の委託を受けて実施するものであり、県内中小企業が求職者に対し訓練付き雇用を実施することを支援し、富山県におけるものづくり産業の将来の担い手育成を目的に実施するものです。

- | | |
|---------------|--|
| 事業内容 | 求職者の訓練付き雇用を通じ、将来の担い手となる人材の育成を支援
※訓練とは、OJT（職場で実務を行いながら行う訓練）及びOFF-JT（職場外での訓練）とし、訓練時間数は、10時間×委託期間の月数以上（小規模企業者は5時間×委託期間の月数以上）とします。
※新規学卒者は本事業の対象外です。（ただし、外国人留学生は除きます。） |
| 対象企業 | 富山県内に事業所を有する中小企業
※下記対象業種に当てはまる必要があります。 |
| 対象業種 | 繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報サービス業、技術サービス業 |
| 対象経費 | ① 新規雇用に要する人件費（給与、社会保険料等の事業主負担分）
② 訓練費用（雇用者を指導する従業員の人件費を含む。）
※②の経費を対象とする場合、①の費用は補助対象経費全額の2/3以上とします。 |
| 補助率 | 補助対象経費の80%
※本事業により雇用した者を下記の補助対象期間終了後、事業主都合により正規雇用又は継続雇用しなかった場合は、補助率を80%から40%にします。 |
| 補助限度額 | 新たに雇い入れる者1人あたり月額28万円 |
| 対象予定者数 | 100人程度（1事業者あたり5人まで） |
| 補助対象期間 | 新規雇用を開始した日から起算して6ヶ月 |

当事業の詳細は
下記URLに掲載されて
いる募集要項をご確認
ください!

お問合せ先

(公財) 富山県新世紀産業機構 産学官連携推進センター
ものづくり人材等育成支援事業担当

〒930-0866 富山市高田529 電話 076-444-5608 FAX 076-444-5630

<http://www.tonio.or.jp/josei/koyousouzou-hojokin/>